

(別記様式第 1 号)

| | |
|---------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 3 年度 |
| 計 画 主 体 | 相 模 原 市 |

相模原市鳥獣被害防止計画【第 2 期】

計画の策定に当たって

本来、鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、市民の豊かな生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしています。

しかしながら、近年、農山漁村地域においては、野生鳥獣による農林水産業等への被害は深刻な状況にあり、本市においても、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣の生息域の拡大とともに、農作物への被害や市民が脅威に感じる生活被害も多く見られます。

特に、農地と宅地が混在した生活環境を形成する中山間地域等における被害は顕著です。野生鳥獣による被害は、営農意欲を減退させ、耕作放棄地の拡大を招き、過疎化が進む大きな要因の一つとなっています。

また、生活環境の変化や農林業の担い手不足等による山林や農地の荒廃により人里との緩衝帯がなくなり、野生鳥獣が人里近くで生息できる環境ができたことにより、被害が多発するようになったものと推測されます。

特に中山間地域等を抱える緑区では、新たなライフスタイルを提案した移住の促進と豊かな自然との共存による農林業振興を取組目標としていますが、移住希望者や新規就農希望者等は、野生鳥獣被害に対して大きな不安を感じている現状があります。

こうした経過を踏まえ、本市では、平成30年度に第1期の鳥獣被害防止計画を策定し、特に被害が著しいニホンザル個体群の捕獲を推進するため、GPS首輪発信機に対応した基地局の設置やICT付き大型捕獲檻の導入、農家や地域住民への研修会を開催し、捕獲頭数の増加など一定の成果が見られました。

しかしながら、依然として、本市周辺には多くのニホンザル個体群が生息していること、ニホンジカやイノシシによる被害が継続していること、また、近年では、都市部においてもアライグマやハクビシン等の小型鳥獣による被害も増加傾向にあることから、引き続き捕獲や追払い活動を実施していく必要があります。

このため、本市は、野生鳥獣等による被害の更なる削減に向け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき、市民、関係機関、行政が一体となって取り組む相模原市鳥獣被害防止計画【第2期】を策定します。

目 次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域 | 1 |
| 2 | 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針 | 1 |
| | (1) 被害の現状（令和2年度） | 1 |
| | (2) 被害の傾向 | 3 |
| | (3) 被害の軽減目標 | 4 |
| | (4) 従来講じてきた被害防止対策 | 4 |
| | (5) 今後の取組方針 | 6 |
| 3 | 対象鳥獣の捕獲等に関する事項 | 8 |
| | (1) 対象鳥獣の捕獲体制 | 8 |
| | (2) その他捕獲に関する取組 | 8 |
| | (3) 対象鳥獣の捕獲計画 | 8 |
| | (4) 許可権限委譲事項 | 9 |
| 4 | 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 | 10 |
| | (1) 侵入防止柵の整備計画 | 10 |
| | (2) その他被害防止に関する取組 | 10 |
| 5 | 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項 | 10 |
| | (1) 関係機関等の役割 | 10 |
| | (2) 緊急時の連絡体制 | 10 |
| 6 | 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項 | 12 |
| 7 | 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 | 12 |
| 8 | 被害防止施策の実施体制に関する事項 | 12 |
| | (1) 協議会に関する事項 | 12 |
| | (2) 関係機関に関する事項 | 13 |
| | (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項 | 13 |
| | (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項 | 13 |
| 9 | その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 | 13 |

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | | |
|------|-------------|--|
| 対象鳥獣 | 獣類 | ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、ツキノワグマ |
| | 鳥類 | カラス、ムクドリ、キジ、ドバト、スズメ、カワウ |
| 計画期間 | 令和4年度～令和6年度 | |
| 対象地域 | 神奈川県相模原市 | |

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | | | | |
|-------|-------|----|--------|--------|---------|---------|
| | 品目 | | 被害数値 | | | |
| ニホンザル | 野菜 | | 被害面積 | — ha | 被害金額 | 36千円 |
| | 小計 | | | — ha | | 36千円 |
| ニホンジカ | 野豆 | 菜類 | 被害面積 | 0.01ha | 被害金額 | 35千円 |
| | 果 | 樹 | | 0.15ha | | 39千円 |
| | 小計 | | | 0.01ha | | 48千円 |
| | 小計 | | | 0.17ha | | 122千円 |
| イノシシ | 野いも | 菜類 | 被害面積 | 0.16ha | 被害金額 | 442千円 |
| | 豆 | 類 | | 0.36ha | | 1,275千円 |
| | 果 | 樹 | | 0.02ha | | 26千円 |
| | 小計 | | | 0.1 ha | | 533千円 |
| 小計 | | | 0.64ha | | 2,276千円 | |
| アライグマ | 野菜 | 菜樹 | 被害面積 | 0.11ha | 被害金額 | 333千円 |
| | 果 | | | 0.02ha | | 376千円 |
| | 小計 | | | 0.13ha | | 709千円 |
| ハクビシン | 野いも | 菜類 | 被害面積 | 0.15ha | 被害金額 | 593千円 |
| | 豆 | 類 | | 0.03ha | | 115千円 |
| | 果 | 樹 | | — ha | | 1千円 |
| | 小計 | | | 0.02ha | | 58千円 |
| 小計 | | | 0.2 ha | | 767千円 | |
| タヌキ | 野いも | 菜類 | 被害面積 | 0.08ha | 被害金額 | 181千円 |
| | 小計 | | | — ha | | 3千円 |
| 小計 | | | 0.08ha | | 184千円 | |
| カラス | 野菜 | 菜樹 | 被害面積 | 0.04ha | 被害金額 | 383千円 |
| | 果 | | | 0.03ha | | 116千円 |
| | 小計 | | | 0.07ha | | 499千円 |
| その他鳥類 | 豆 | 類 | 被害面積 | 0.05ha | 被害金額 | 12千円 |
| | 果 | 樹 | | 0.02ha | | 38千円 |
| | 稲 | | | 0.05ha | | 51千円 |
| | 小計 | | | 0.12ha | | 101千円 |
| 合計 | | | 被害面積 | 1.41ha | 被害金額 | 4,694千円 |

※ 数値の対象は、出荷用農作物のみを対象としている。

※ 被害額の算定に係る単価については、行政機関等の各統計書の数値を引用し、神奈川県が集計した数値

※ 被害金額が少額である項目については、被害面積の記載を省略している。

(参考1) 自家用農作物被害面積 (令和2年度) (単位: ha)

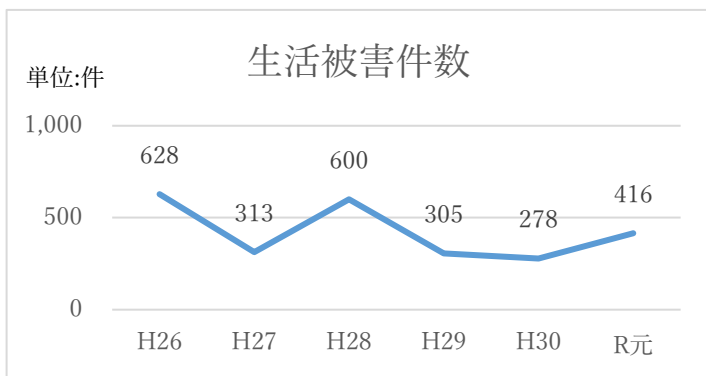
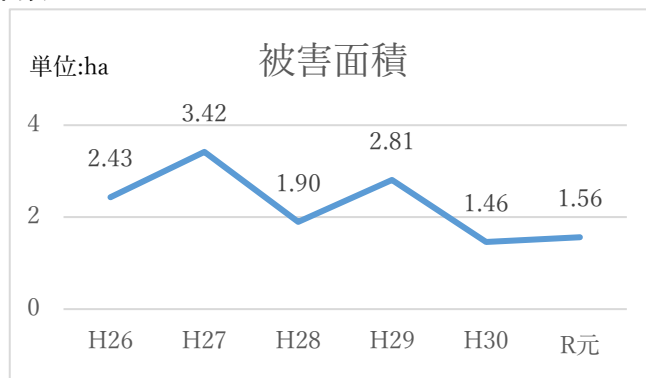
| 動物種 | 野菜 | いも類 | 豆類 | 果樹 | その他 | 計 |
|-------|------|------|------|----|-----|------|
| ニホンザル | 0.02 | 0.01 | - | - | - | 0.03 |
| イノシシ | 0.25 | 0.15 | 0.01 | - | - | 0.41 |
| タヌキ | 0.04 | - | - | - | - | 0.04 |
| 合計 | 0.31 | 0.16 | 0.01 | - | - | 0.48 |

※ イノシシによる特産林産物(シイタケ)被害 50kg (186千円)

(参考2) 生活被害件数 (令和2年度) (単位: 件)

| 動物種 | 屋外の物品等の損傷 | 屋内の物品略奪 | 人家侵入 | 生活上の脅威 | 騒音 | 飛びかかる等威嚇 | 計 |
|-------|-----------|---------|------|--------|----|----------|-----|
| ニホンザル | - | - | - | 8 | - | - | 8 |
| ニホンジカ | - | - | - | 1 | - | - | 1 |
| イノシシ | - | - | - | 35 | - | - | 35 |
| ハクビシン | 3 | 1 | 21 | 33 | - | 1 | 59 |
| アライグマ | 4 | 1 | 1 | 82 | - | - | 88 |
| タヌキ | 2 | - | - | 5 | - | - | 7 |
| カラス | 1 | - | 1 | 5 | - | 2 | 9 |
| その他獣類 | 1 | - | 2 | 15 | 1 | - | 19 |
| その他鳥類 | - | - | 1 | 14 | - | - | 15 |
| 合計 | 11 | 2 | 26 | 198 | 1 | 3 | 241 |

(参考3) 農作物被害金額、被害面積、生活被害件数



(2) 被害の傾向

○ニホンザル

本市のニホンザルによる被害は、年間を通じて津久井地域の中山間地域で発生しており、果樹や野菜類等、農作物被害が拡大している。また、生活上の脅威等の生活被害も発生している。本市においては、南秋川地域個体群（K1、K2、K4、川井野群）と丹沢地域個体群（ダムサイト、ダムサイト分裂、川弟分裂群）の行動域となっていることから、神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、専門業者による捕獲の推進や猟友会及び地域の自主防衛組織等による追払い等を実施している。

○ニホンジカ

本市のニホンジカによる被害は、農作物被害をはじめ、山中の樹木や木の皮が食害を受ける等、年間を通じて発生している。これまで、丹沢山系の麓にある津久井地区で主に被害が発生していたが、近年では、相模川以北での出没も多く報告されるようになり、生息域は、津久井地域全域に拡大している。特に、餌の少なくなる冬期は、人家周辺など生活圏内においても目撃されることがあり、最近では市街地にも出没して自動車との接触事故も発生するなど生活被害も発生している。また、丹沢山系を生息域とするニホンジカには、ヤマビルが寄生しており、ニホンジカの生息域の拡大とともに、ヤマビルの生息域も拡大し、農業者、地域住民、ハイカーなどの観光客への吸血被害も増加している。

○イノシシ

本市のイノシシによる被害は、津久井地域での被害が顕著である。農作物の生育期や収穫期には農作物被害が集中しているが、近年においては、人家周辺においても年間を通じて目撃情報が多く、住宅敷地等の掘り返しなどにより、地盤が緩み、降雨量によっては土砂災害等にもつながりかねない生活環境への被害も発生している。

また、令和2年5月には、津久井地域において、神奈川県内で初めて豚熱（CSF）に感染した野生の死亡イノシシが発見されたことから、家畜への感染拡大防止に注意する必要がある。なお、イノシシは、ニホンジカと同様にヤマビルの運搬役とされており、イノシシの出没増加とともに、ヤマビルの生息域も拡大している。

○アライグマ

本市でのアライグマによる被害は、ほぼ市内全域で発生しており、農作物被害や住居侵入等の生活被害も発生し、今後、被害の増加が懸念される。

○ハクビシン

本市でのハクビシンによる被害は、ほぼ市内全域で発生しており、農作物被害や住居侵入等の生活被害も発生し、今後、被害の増加が懸念される。

○アナグマ・タヌキ

本市でのアナグマ、タヌキによる被害は、里山において発生しており、今後、農地や住宅地へ出没し、農作物や生活環境における被害の増加が懸念される。

○鳥類

本市でのカラスやスズメといった鳥類による被害は、市内全域において発生しており、群れを成して農地への出没や住宅地での生活被害も発生し、農作物や生活環境における被害の増加が懸念される。

また、カワウによる被害は、湖を含む相模川流域一円で発生しており、アユ、ワカサギ等を捕食しており、魚類の減少が危惧されている。特に、4月初旬の稚アユの放

流等では深刻な問題になっている。

○ツキノワグマ

本市では、緑区の山間部に生息しているが、近年、人里においてもしばしば目撃されており、養蜂業への被害や放置された果樹への執着などが見られた経過があったことから、追払いや注意喚起の看板設置、登下校時等の見回りなどの対策を行っている。また、ニホンジカ、イノシシの捕獲の推進に伴い、くくりわなによる錯誤捕獲も発生している。

(3) 被害の軽減目標

| 指 標 | 現状値（令和2年度） | 目標値（令和6年度） |
|---------|------------|------------------------|
| 被 害 金 額 | 4,694千円 | 4,224千円 |
| 被 害 面 積 | 1.41 h a | 1.26 h a |
| 減 少 率 | — | 被害金額、被害面積とも 10%以上削減 |

※ 被害金額及び被害面積は、出荷用農作物に係るものの合計

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | これまでに講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>○ニホンザル</p> <p>神奈川県ニホンザル管理計画に基づき対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追払い監視員、猟友会、専門業者、地域住民による自主防衛組織による追上げ、追払い（動物駆逐用煙火等の追払い用具、銃器等） ・ 箱わな、I C T 付き大型捕獲檻（天井付き箱わな）、麻酔銃、銃器（空気銃を含む。）による捕獲 ・ G P S を活用したニホンザル個体群の捕捉事業の実施（令和3年3月にはK3群全頭捕獲） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化等により農林業の担い手が減少し、農地や山林が荒廃したことで、里山との緩衝帯が無くなり、野生鳥獣が人里近くで生息しやすくなった。 ・ 食物残渣、放置野菜や農地果樹が野生動物を誘引する主な原因となっている。 ・ 栄養価の高い、人間の食物を餌とすることで、繁殖力が増し、個体数が増えたものと推測できる。 ・ ニホンザルの行動域が広く、効率的な捕獲が困難である。 ・ ニホンザルについては、隣接都県と管理や捕獲方法に違いがあり、統一的な対応ができていない。 ・ 高齢化等により自主的な追上げや追払いが困難な地域がある。 |

| | | |
|----------------------|--|---|
| | <p>○ニホンジカ 神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くくりわな及び銃器により捕獲 ・ICT付き大型捕獲檻（天井無し囲いわな）導入 <p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くくりわな、箱わな（一部銃器） ・市内の農業協同組合が主体となり、地域住民や農業者、猟友会による竹檻、箱わなによる捕獲 ・ICT付き大型捕獲檻（天井無し囲いわな）導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカやイノシシの生息域が津久井地域全域に拡大している。 ・丹沢山系に生息するイノシシやニホンジカにヤマビルが寄生して生息域が拡大し、地域住民やハイカー等への吸血被害が増加している。 |
| | <p>○アライグマ 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門業者による捕獲 ・住民等による箱わな捕獲 ・市内の農業協同組合による捕獲檻の貸出事業を実施 <p>○ハクビシン 市の許可による捕獲を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等による箱わな捕獲 ・住居侵入等の生活被害については、専門業者による捕獲を実施 <p>○アナグマ、タヌキ 市の許可による捕獲を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等による箱わな捕獲 <p>○鳥類 市の許可による捕獲を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会等による銃器捕獲 <p>○ツキノワグマ 神奈川県等関係機関と連携して対応</p> | |
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> | <p>○広域獣害防護柵は平成16年度までに緑区青山、烏屋、青野原、青根、牧野地区で、シカ柵11.5kmを設置。地域で維持管理し、市は補修や修繕、原材料の支給を実施</p> <p>○緑区澤井の大日野原にサル柵（2.1km）を設置</p> <p>○農業者等が農作物の防護のため設置する柵等の設置に要する費用に補助金を交付</p> <p>○ヤマビル生息地の環境整備事業を実施する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働した維持管理方策 ・電気柵の機能維持 |

(5) 今後の取組方針

相模原市における被害対策の実施に当たっては、被害を受けている農業者や地域住民、猟友会、市内の農業協同組合、農業委員を含む相模原市有害鳥獣対策協議会や相模原市緑区鳥獣等被害対策協議会と市が連携し、地域と一体となった「地域ぐるみの対策」を活用した取組を進める。なお、鳥獣被害対策実施隊については、他市町村の実施状況を参考とし、本市の状況に応じた形態での設置に向けた検討を進める。

また、野生鳥獣による被害を根本的に削減させるためには、人里と山との間の緩衝帯の整備や奥山の混交林化など、動物が人里に出没しなくても生息しやすい、環境の整備が必要であることから、農林業振興事業における連携を図る。

○ニホンザル

神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、ICT付き大型捕獲檻を活用し、全頭捕獲を含めた、更なる個体数調整を進める。特に、南秋川地域個体群については、隣接都県市と連携して、効果的な捕獲を推進していく必要がある。また、高齢化等により活動が停滞している既存の自主防衛組織の活性化を促進するとともに、GPSを活用したニホンザルの個体群の位置情報システムを構築し、農業者や地域住民が自主的な防衛対策を図ることができる体制を構築する。

○ニホンジカ

神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲を実施する。特に、生息域が津久井地域全域に拡大していることから、定着防止区域での捕獲を積極的に進める必要がある。また、侵入防止のための広域防護柵の設置を検討し、被害軽減を行う。

○イノシシ

令和2年5月、緑区において、県内で初めて豚熱(CSF)に感染した野生イノシシの死亡個体が発見されたことから、神奈川県イノシシ管理計画に基づく銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲のほか、ICT等を活用した新技術を導入して、積極的な捕獲を推進する。また、地域や関係機関、行政が一体となった地域ぐるみで行う対策の組織化を推進するとともに、侵入防止のための広域防護柵の設置を検討し、被害軽減を行う。

○アライグマ

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、専門業者による捕獲や住民等による箱わな捕獲を実施するとともに、被害が全市域に広がっていることから、小型鳥獣に特化した市民向けの研修を実施する。また、小型鳥獣による農作物被害を防止するため、農家に対する檻の貸出事業を拡充する。

○ハクビシン、アナグマ、タヌキ

箱わなによる捕獲を実施する。また、地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や、農地への侵入防止のための防護柵の補助等を行う。

○鳥類

銃器や大型捕獲檻等による捕獲を実施する。地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や、農地への侵入防止のための防護柵の補助等を行う。

○その他

- ・集落単位での獣害防護組織と共同で設置する広域獣害防護柵の取組を推進する。
- ・ドローン（小型無人飛行機）を活用した野生動物の実態把握や追払い等の実用化に向けた取組を行う。
- ・ヤマビル対策については、大型鳥獣等の捕獲を進めるとともに、生息域の拡大を防止するため、草刈り等、地域ぐるみの環境整備等の取組に対しての支援を行う。
- ・捕獲したニホンジカ、イノシシの肉、皮、角等の有効活用を検討する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 相模原市有害鳥獣対策協議会
- 相模原市緑区鳥獣等被害対策協議会
- 神奈川県猟友会相模原支部、相模原南支部、津久井支部
- 農業協同組合
- (○鳥獣被害対策実施隊(計画期間内に設置を検討))

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|------------------|-----------------------------------|
| 令和4年度 | ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ | ・捕獲や駆除等の被害防除の取組 ・捕獲に効果的な資機材の導入 |
| 令和5年度 | アライグマ、ハクビシン、アナグマ | |
| 令和6年度 | タヌキ、鳥類 | |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンザル及びニホンジカについては、神奈川県管理計画に基づいて毎年度策定される管理事業実施計画において捕獲頭数が決定し、管理捕獲を実施する。捕獲の実施に当たっては、野生動物の生息域の変化や被害状況をモニタリングするとともに、地域の意見を踏まえて実施する。

また、ニホンザルの個体群(K1・K2・K4・川井野・ダムサイト・ダムサイト分裂・川弟分裂)については、個体数が増加傾向にある群れや地域住民等へ被害を与えるおそれがある群れについては、全頭捕獲を含めた個体数調整が行えるよう、県と協議する。なお、東京都及び山梨県にまたがる生息域を持つ南秋川地域個体群については、神奈川県主導の下、都県と連携して、統一的な防除対策ができるよう協議を行う。その他の対象鳥獣については、有害鳥獣捕獲を実施する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数 | | |
|-------|--------|--------|--------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ニホンザル | (45頭) | (45頭) | (45頭) |
| ニホンジカ | (300頭) | (300頭) | (300頭) |
| イノシシ | 350頭 | 350頭 | 350頭 |
| アライグマ | (185頭) | (185頭) | (185頭) |
| ハクビシン | | | |
| アナグマ | 100頭 | 100頭 | 100頭 |
| タヌキ | | | |
| 鳥類 | 300羽 | 300羽 | 300羽 |

※1 ニホンザルの捕獲計画数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画における群れの管理計画(令和4年度の捕獲対象群は、被害が確認できているK1、K2、K4、ダムサイト、ダムサイト分裂、川弟分裂)に基づき定めるため、目安を括弧内に記載

※2 ニホンジカの捕獲計画数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計

画に基づき定めるため、目安を括弧内に記載

※3 イノシシの捕獲計画は、神奈川県イノシシ管理計画で設定していないため、過去3か年の捕獲頭数から設定した目安を括弧内に記載

※4 アライグマの捕獲計画数は、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画で設定していないため、過去3か年の捕獲頭数から設定した目安を括弧内に記載

| |
|--|
| 捕獲等の取組内容 |
| 銃器：年間を通じ、山間部及び山林に隣接している農地を中心に実施する。 わな：年間を通じ、箱わな、くくりわな、囲いわなを使用して捕獲を実施する。 |

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 該当なし |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|---|
| 市内全域 | 新規の委託事項無し 【許可権限委譲済】 タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、バン、コジュケイ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ、アライグマ(第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく届出) |

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ニホンザル ニホンジカ イノシシ | 対象地域の検討 広域防護柵設置 | 対象地域の検討 広域防護柵設置 | 対象地域の検討 広域防護柵設置 |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------|---|--|
| 令和4～6年度 | ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマン ハクビシマン アナグマ タヌキ 鳥類 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落環境調査に基づく地域ぐるみの防除体制の促進 ・里山整備による生息環境整備 ・地域学習会の開催 ・自主防衛組織の活性化の推進 ・農作物被害調査 ・放棄果樹等の除去指導 ・ニホンザルの追上げ、追払い ・ニホンザルの群れの位置情報提供 ・捕獲の指導 |

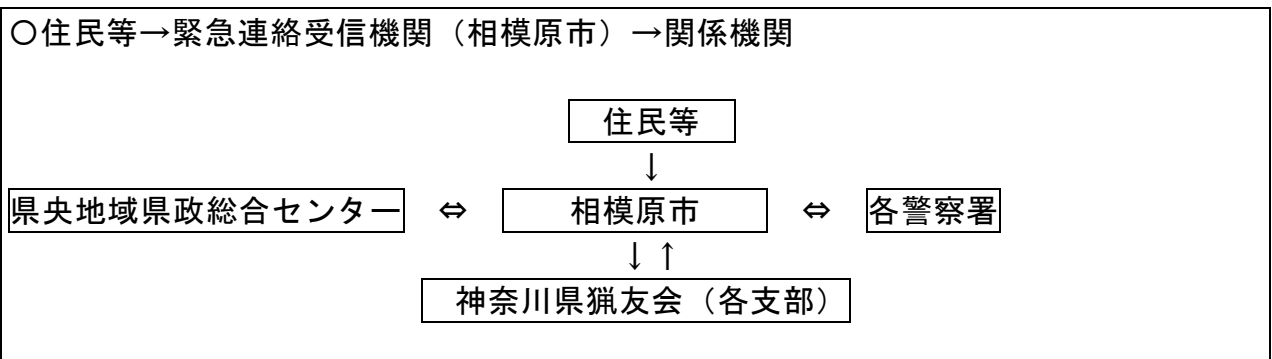
5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-----------------------------|---------------------------|
| 相模原市 | 現地調査、情報の集約、住民等への注意喚起、捕殺依頼 |
| 神奈川県県央地域県政総合センター | 情報の共有 |
| 神奈川県猟友会 (相模原・相模原南・津久井支部) | パトロール、捕殺 |
| その他関係機関 | パトロール等の協力、緊急対応 |

(2) 緊急時の連絡体制

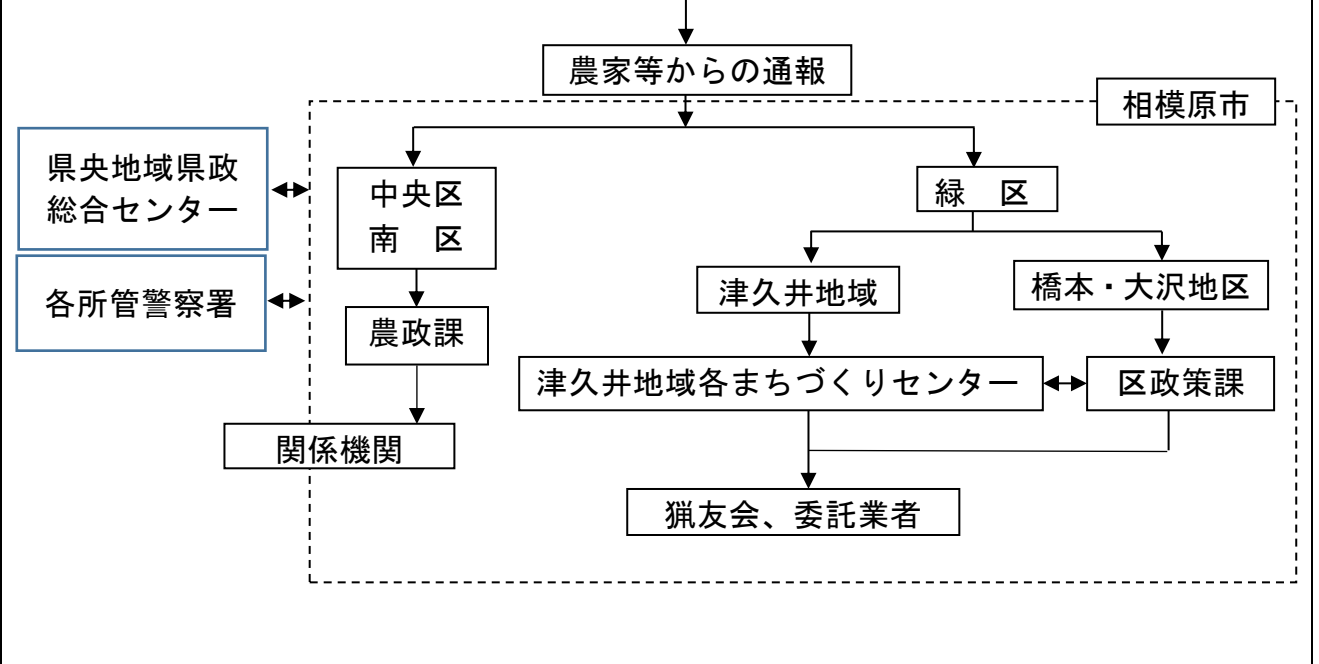
ア 基本事項



イ 野生鳥獣（ア）農業被害

○農家→緊急連絡受信機関（相模原市）→関係機関

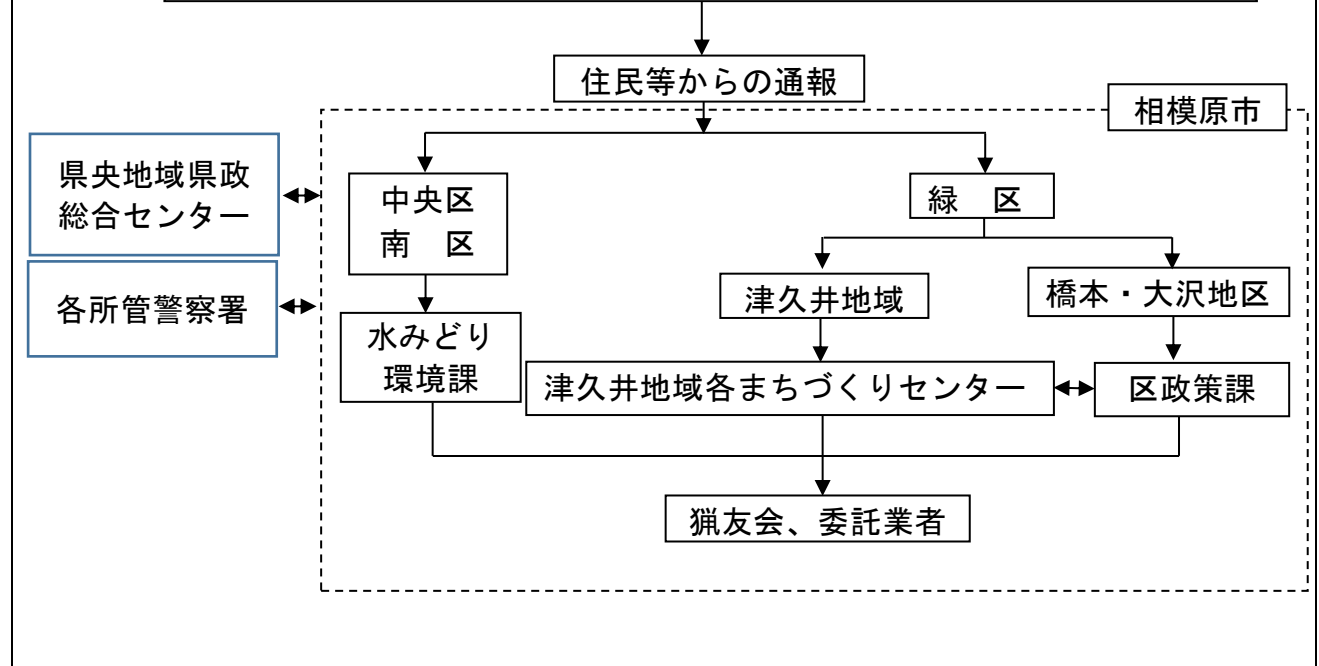
ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、アライグマ、ハクビシン等の被害



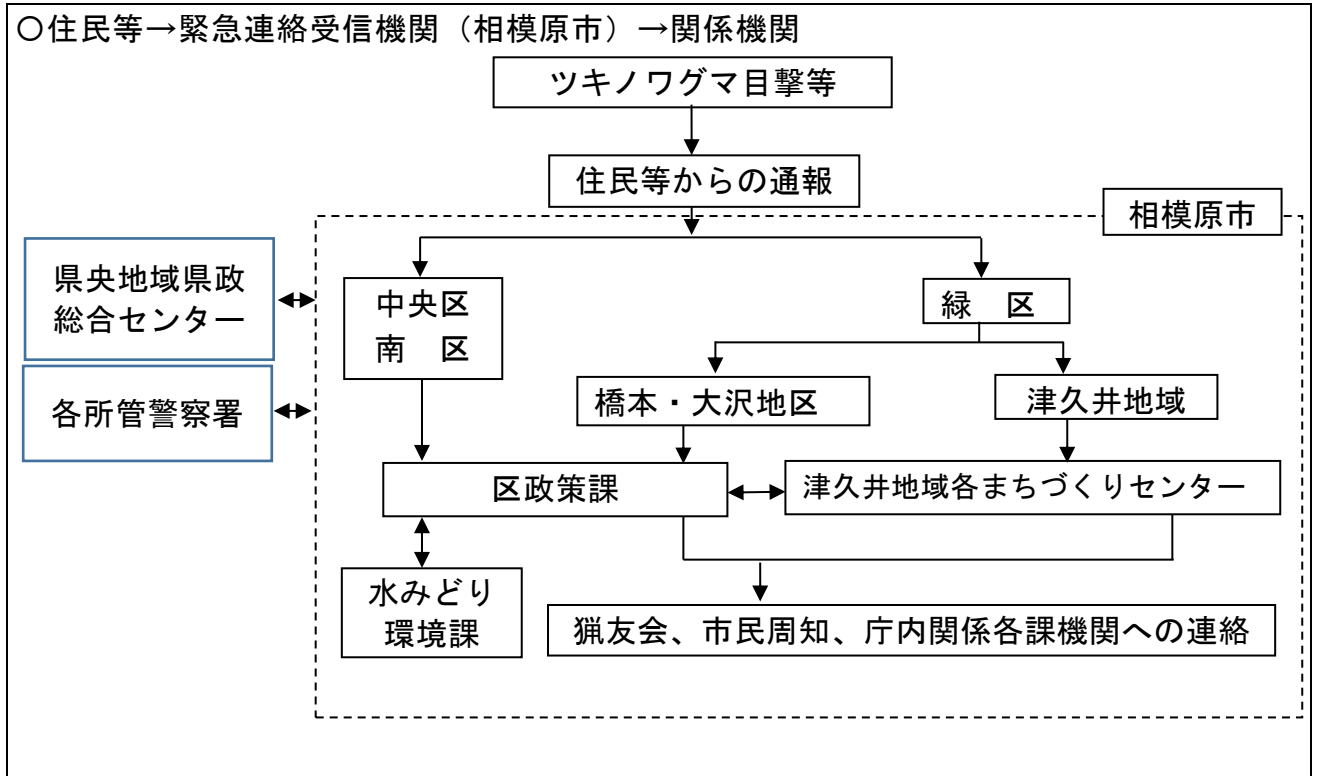
イ 野生鳥獣（イ）生活被害（ツキノワグマを除く。）

○住民等→緊急連絡受信機関（相模原市）→関係機関

ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン等の被害



イ 野生鳥獣（ウ）生活被害（ツキノワグマ）



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 捕獲した有害鳥獣について
捕獲後は衛生面に配慮し、速やかに焼却処分又は埋設を行うことを原則とするが、捕獲個体の有効活用を図るため、皮や角の加工等による特産品の開発や肉の活用として近隣の動物園等と連携した屠体給餌の可能性について検討を行う。
- ニホンザルについて
神奈川県ニホンザル管理計画に基づく個体の処分を行う。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- 鳥獣の食肉（ジビエ）等について
捕獲方法や食材としての安全性、安定的な供給、流通、販売を含めた事業の採算等の様々な課題について検討を行う。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：相模原市有害鳥獣対策協議会

| 構成機関の名称 | 役割 |
|---------------|------------------------------|
| 相模原市農業委員会 | 農地の利用における有害鳥獣に係る情報の提供 |
| 相模原市自治会連合会 | 地域の住民代表としての情報提供、有害鳥獣に係る情報の共有 |
| 神奈川県猟友会相模原支部 | 有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施 |
| 神奈川県猟友会相模原南支部 | 有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施 |

| | | |
|--------------|---|----------------------------|
| 神奈川県猟友会津久井支部 | 有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施 | |
| 鳥獣保護管理員 | 野生鳥獣に係る専門的助言・指導、情報の共有 | |
| 相模原市農業協同組合 | 地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供、被害防止に関する指導 | |
| 神奈川つくい農業協同組合 | 地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供、被害防止に関する指導、計画に基づく事業の実施、協議会の事務局 | |
| さがみはら津久井森林組合 | 有害鳥獣に係る情報の共有 | |
| 野生鳥獣に関する有識者 | 適正な野生鳥獣の共生と管理のための助言 | |
| 相模原市 | 緑区役所区政策課 | 有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供、協議会の庶務 |
| | 農政課 | 有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供 |
| | 森林政策課 | |
| | 水みどり環境課 | |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--------------------------------------|---------------------|
| 相模原市緑区鳥獣等被害対策協議会 | 有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供 |
| 相模原市みどり組合連絡協議会 | 有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供 |
| 神奈川県県央地域県政総合センター環境調整課 | 被害状況の集計、情報提供 |
| 神奈川県農業技術センター北相地区事務所 | 有害鳥獣に係る情報の共有 |
| 神奈川県自然環境保全課野生生物グループ | 被害状況集計、情報提供 |
| 神奈川県自然環境保全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター） | 対策提案、対策指導、技術支援、情報提供 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市内における鳥獣による農林業等に係る被害の状況を踏まえ、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行う。

また、鳥獣被害防止に関する窓口、取組体制の強化を図る。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 地域住民に野生鳥獣に対する知識と野生動物との共生の重要性の理解を求める。
- この計画に記載した事項以外については、関係機関と連携し、効果的な方法を検討する。

相模原市鳥獣被害防止計画【第2期】

編集 相模原市 緑区役所 区政策課

〒252-5177

神奈川県相模原市緑区西橋本5-3-21

TEL 042-775-8852

FAX 042-700-7002

E-mail g-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp
